

令和4年2月8日 庁議資料

損害賠償請求事件に係る控訴について

1 概要

令和3年12月2日に判決のあった損害賠償請求事件において、市の主張が全面的に認められたことに関し、原告が控訴したため応訴する。

2 今後の日程

- (1) 答弁書の提出期限 令和4年4月28日
- (2) 口頭弁論期日 令和4年5月30日